

2023. 4
通巻 第162号

えひめ 社労士会だより

C e r t i f i e d S o c i a l I n s u r a n c e L a b o r C o n s u l t a n t



五郎の赤橋（大洲市）

contents

東予支部厚生事業に参加して 1
令和4年度第2回必須研修会に参加して 2
倫理研修を受講して 3

伊予灘ものがたり 5

『42.195キロへの挑戦』 8

みかけによ欄 10

SNS広報活動について 11

理事会だより／委員会だより／支部だより／中国・四国地域協議会の動き 13



愛媛県社会保険労務士会

東予支部厚生事業に参加して

東予支部 八 木 有里紗

2023年1月27日（金）18時より、西条市いとまちマルシェ内のイタリアンレストラン「エルビステッ カーロ イト」にて、東予支部厚生事業が開催されました。東予支部の厚生事業としては、2019年以來の開催となりました。

会場は東京の人気イタリアンレストランのシェフ監修のお店で料理はもちろん楽しみにしておりましたが、会場の外がライトアップされていて雰囲気もとてもよかったです。

赤星支部長の挨拶から始まり、前菜、肉料理、パスタ等のコース料理を楽しみながら、全員景品ありのビンゴゲーム大会が開催されました。景品の目玉はアレクサだったようですが、私は入浴剤を持ち帰らせてもらいました。

今回の参加人数は16名と比較的小規模での開催で、座席は受付時に引たくじ引きで決まりました。これまであまりお話ししたことのなかった先生方と話すことができ、とても有意義な時間となりました。

社労士会には2019年12月に登録しましたが、登録直後にコロナ禍に突入したため、今回私にとっては二度目の厚生事業となりました。研修会等でお話ししたことがあっても、飲食を伴う会だと普段とはまた違い、少し砕けた雰囲気でお話することができてとても良い機会となりました。

猛威を振っていた新型コロナウイルスも落ち着いてきましたし、今後もこのように会員同士の交流を図ることのできる厚生事業が何事もなく開催されるような平和な生活が戻ることを願っております。



令和4年度第2回必須研修会に参加して

中予支部 武 智 雅 子

令和5年2月2日、ホテルマイステイズ松山においてオンラインとのハイブリッド方式で「令和4年度第2回必須研修会」が開催されました。

今回は『メンタルヘルス疾患社員の対応について』がテーマで、弁護士と医師、研修委員会担当者がパネラーとして登壇しパネルディスカッションを行いました。参加者は合わせて150人余りとメンタルヘルスへの関心の高さがうかがえます。

2時間強の研修では、通して質問にガンガンお答えいただくことになっていましたので、パネラーの方々の労力は大変なものだったと思います。

メンタルヘルス疾患を持つ（であろう）社員の休職、復職、退職等の取扱いについて、具体的な休職の規定方法や休職させるタイミング、診断書の出し方など、つねづね疑問に思いながら聞けなかったことがらを、労働問題に強い樋口治朗弁護士（南青山J & M総合法律事務所）と産業医としても活躍されている武田良平医師（しののめクリニック院長）が的確に実務的な肉付けをしながら回答してくださいました。パネラー同士でも質問をしあったり、答えづらいことがらにも踏み込んでお話ししていただいたりして、重い話でも辛くなく聞ける雰囲気ですばらしかったと思います。

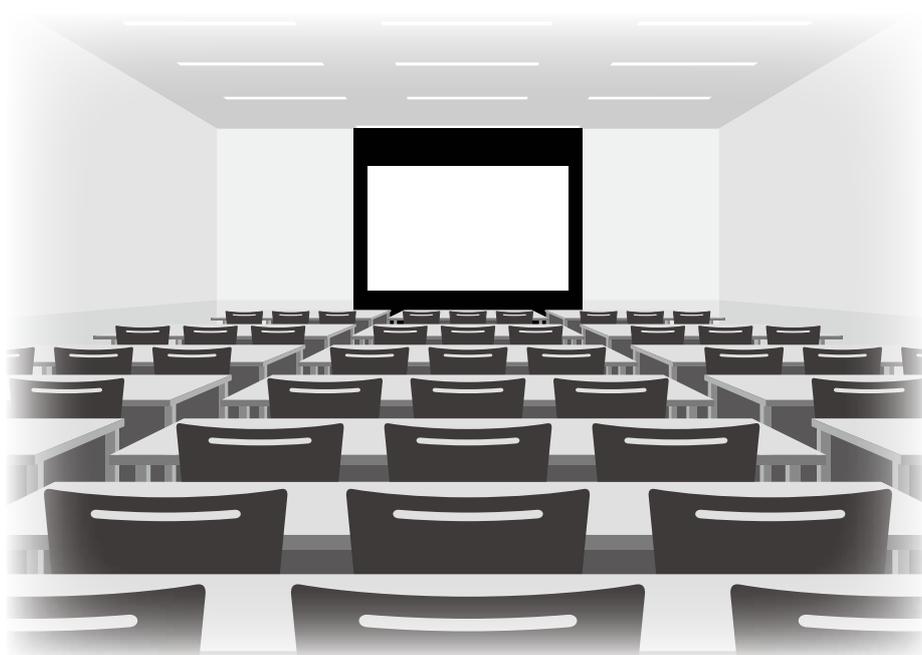
現地でも会員のみなさんが熱心に聴き入っている様子でしたし、質問も活発でとても勉強になりました。これからの業務に生かせるいい研修でした。



倫理研修を受講して

中予支部 一 橋 克 也

今回、倫理研修を受講して、社労士としての一番、意識しなければならない部分を再確認できたと思っております。仕事という言葉の前には、人としての道が大切であることは日ごろから思っていることではあります。しかし、言葉として知識として改めて今回の勉強をさせて頂いた内容の中には、今の時代だからこそ気を付けなければならない事例等も含まれており、非常に役立つ内容となっていました。商売としての業も大切ですが、損得勘定にとらわれない自分の良心と向き合うことも非常に大切です。考えてみるとこの社会全体がルールの上で成り立っているわけで、そのルールの解釈も損得勘定での色眼鏡で見た時には極端に見え方が変わります。だからこそ、5年後、10年後、成長した自分を意識した中で、目の前の損得勘定をどうとらえるのかということは本当に大切だと思います。水は低きに流れ、人は易きに流れると言われます。本来、人は、良いことや進むべき道は分かっている。その分かっていること、当たり前のことを当たり前でできるようになることが本当のプロの姿だと感じています。今回の倫理研修の内容を今後の仕事、自分づくりに繋げられるよう日々の意識を継続していきたいと思いました。



倫理研修を受けて

東予支部 長 井 春 菜

今年度、倫理研修受講案内が届きました。

前回受講してから既に5年も経っていることに驚きつつ封をあけると、まさかのeラーニングでの受講。今回の倫理研修は2月1日から3月31日の間、好きなタイミングでの受講が可能ということで、大変助かりました。

私も仕事の予定を考慮しつつ、2日に分けて受講しました。

今回の倫理研修では、大切なことを再確認することが出来ました。

その中でもハッとさせられたのが、社会保険労務士の職責の中の「公正な立場で業務を行うこと。」です。当たり前のことではありますが、私たちが顧問料を頂いているのは事業主なので、ともすれば顧問先の利益優先に偏っていなかったか、事業主と労働者の両方に対して公正な立場で話が出来ていたのか、改めて考えさせられました。

職業倫理は、自分は問題無いと思いがちなので、こうして定期的に研修を受講することは、やはり大切なことだと痛感しました。

今後も業務を行う上で、職業倫理を忘れることなく、初心に帰って精進したいと思います。



伊予灘ものがたり

南予支部 小 森 美 紀

令和5年3月3日（金）に南予支部の厚生事業「伊予灘ものがたり（道後編）乗車」に参加しました。南予支部会員のうち11名の参加となりました。当日は南予支部総会も開かれ、総会終了後、参加者は八幡浜駅に集合、16時14分に八幡浜駅を出発し、18時17分に松山駅に到着です。

伊予灘ものがたりの3号車「陽華（はるか）の章」8名、1,2号車3名と別々の乗車となりました。3号車「陽華の章」は特別車両で、2～8名で利用可能なプライベート空間となっており、ウェルカムドリンク、専属アテンダント、限定ドリンクメニューなど特別なおもてなしを受けられます。私は、ありがたいことに3号車に乗せていただきました。車内にて、桜のムース、キッシュ、スコーン、フルーツ、りんごのタルト、桜のフィナンシェ、サンドイッチ、苺のマカロン、伊予柑の紅茶など、食べきれないほど盛沢山の「伊予灘の菓織箱（アフタヌーンティーセット）」をいただきました。道中、沿線地域の方が手を振ってくださり、あたたかい心遣いに感動しました。夕日には少し時間が早かったのですが、下灘駅で車外にて伊予灘の美しい景色を堪能できました。車窓から沿線地域のおもてなしを見て、食事をいただいて、車外に出てと慌ただしく、あっという間の2時間でした。

松山駅到着後は駅前の居酒屋上半にて夕食でしたが、すでに満腹。とはいえ、皆さんアルコールがすすみ、盛り上がりました。その後、松山駅から南予に帰る人、松山をとことん楽しむ人と別れ解散となりました。楽しい旅で、親睦を深めることができました。

厚生事業の計画として、何度か伊予灘ものがたりがあがっていましたが、やっと実現しました。ご準備いただきました役員の皆様ありがとうございました。



令和4年度 新規入会者及び 開業準備研修会を受講して

東予支部 竹 林 吉 生

令和5年3月13日（月）、ホテルマイステイズ松山にて開催された新規入会者及び開業準備研修会に参加させていただきました。まず、私たち新規入会者のために、このたびの研修会を計画、運営していただいた中井会長や武田研修委員長をはじめとした研修委員の皆様、事務局の皆様には厚く御礼申し上げます。私にとって初めての社労士の研修会でしたが、研修委員の先生方がご自身の経験を踏まえ、熱く、わかりやすく説明してくださったので、これから社労士として活動していくにあたって大変参考になったとともに、改めて社労士となったことの自覚、責任を感じました。

研修会の内容としては、「社会保険労務士の使命、能力、倫理について」、「社会保険労務士の組織編制及びSR事務組合、政治連盟について」、「社会保険労務士制度の目的と沿革」、「社労士の主な業務」、「隣接士業との関係」、「社会保険労務士の倫理」、「連合会の取組み」、「適切な顧客対応の仕方」、「電子申請を利用した業務」、「事務所開設と運営について」の10のテーマごとに、中井会長や研修委員の先生方がそれぞれ担当し、説明してくださいました。特に印象的だったのは、多くの先生方が触れられていた「社会保険労務士の倫理」についてです。社労士として品位を保持し、公正な立場で、誠実に業務を行うためには、時には顧問先の不正に対して明確にノーを伝えることが必要です。簡単なことではないですが、それができなければ、結局のところ顧問先のためにも、社会のためにも、自分自身のためにもならないので、社労士としての良心と強い責任感をもって活動していこうと思いました。

最後に、中井会長をはじめとした社労士の先生方や事務局の方々が、日々の業務でお忙しい中、愛媛県の社労士の発展のために大変ご尽力されていることを知りました。深く感謝するとともに、今後は私自身も社労士の活動に協力できることがあれば、積極的に協力させていただきたいと思います。このたびは誠にありがとうございました。



令和4年度 中国・四国地域協議会 社会保険労務士研修会に参加して

東予支部 廣瀬文昭

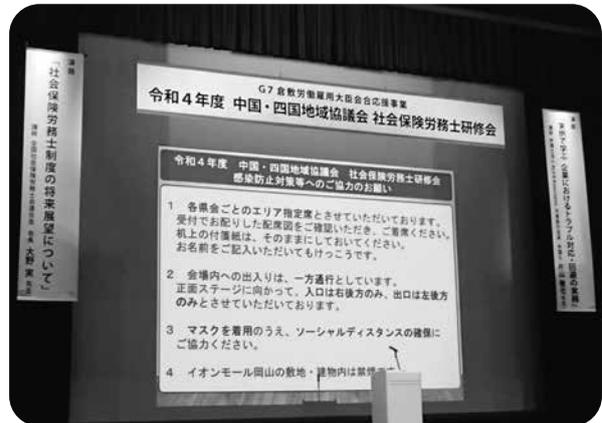
令和5年3月17日、18日の2日間おかやま未来ホールで研修会が行われました。受講者は112名（うち愛媛県会は7名）。2日間天候がいまいちと思いい傘を持って行きましたが、良い意味で期待外れ、雨どころか晴れていました。

研修初日は岡山県社会保険労務士会 会長 双田直様の挨拶に始まり、倉敷市長 伊東香織様の挨拶、全国社会保険労務士会連合会 会長 大野実様そして、弁護士法人ALG& Associates 代表執行役 弁護士 片山雅也様へと続いていきました。2日目は、片山雅也様、閉会の挨拶で高知県社会保険労務士会 会長 秋山直也様。

大野実様のお話で心に残ったのは、「社労士の未来は大丈夫」「みんなで社労士にこだわって仕事をしましょう」ということでした。

片山雅也様の演題は「実務で学ぶ企業におけるトラブル対応・回避の実務～パワハラ対応の実務、労働契約終了時のトラブル回避の実務、長時間労働削減の実務、同一労働同一賃金への対応実務～」でした。行政通達もありましたが、やはり裁判事例を基にどのようにトラブル回避を行うかがメインの講習。特にパワハラで問題行動に該当するか該当しないかの基準は「必要性、相当性」とのこと。

2日間と長丁場でしたが、片山雅也様の経験豊富なお話や、適度な休憩を入れて頂き、とても充実した研修会でした。このような研修会に参加させていただき有難うございます。



『42.195キロへの挑戦』

東予支部 石川 季代乃

私がフルマラソンをすることは絶対にないと思っていました。

しかし、昨年度あることがきっかけで、愛媛マラソンに挑戦をしないといけないことになり、今年初挑戦しました。

愛媛マラソンに当選したことが分かってから練習をスタートさせました。

最初は週に1回程度、そして、すこしずつ週に2～3回程度に増やしていき、それでも1回に走る距離は3～5キロ程度でした。

自分の中で、年内には10キロを、そして年明けにはハーフを一度は走っておこうと事前に決めていました。そして、年明け早々に「西条うちぬきマラソン」を申し込みしてハーフを走りました。12月は2日に1回くらいのペースで走り、月100キロ近く練習できていたので、この「うちぬきマラソン」はいい感じでスタートでき、逆に前半飛ばし過ぎました。前半はいい感じで気持ちよく走れたけど、後半にバテてきて、最後、膝と足首を痛めました。

人伝に聞いたことはあったけど、マラソンで膝を痛めるって、自分には無縁だと勝手に思っていました。しかし、今回のハーフマラソンで膝を痛めてしまい、そこからは練習できなくて、本番は近づいて来ているのに、走りたくても走れない状況で気持ちだけ焦り、とても辛かったです。

今回のハーフマラソンで足は痛めてしまったけど、学んだことがありました。それは、絶対に飛ばし過ぎないこと、そして自分のペースを守りながら走るということです。

また膝を痛めたことで、周りの人に色々話を聞き、サポーターをつけて走ることもだったり、グルコサミンとコンドロイチンをずっと飲み続けている話を聞き、薬にもすがりたい思いで本番前、数週間前でした自分も飲み始めました。

また、本番前日に松山のペインクリニックで痛み止めを打つといいという話も聞き、前日に注射を打ちに行き、当日の朝は、知り合いのところで足首から膝にかけてテーピングをぐるぐる巻にしてもらいました。

できる限りの努力をして、当日を迎えました。

本番中は「兎に角、ペースを守ること」、「絶対に歩みを止めないこと」、そして「何が何でも絶対にゴールするんだ」と自分にいい聞かせながら走り続けました。

当日は、多分変なアドレナリンが出てたのか、すごい暑かったはずなんですけど、そんな暑さも感じることなく、足を前に前に進めていました。

そしてとてもありがたいことに、何日も前から新木本副会長から「平田の坂にいるからそこまで頑張って走って来るんだよ。」「何かいるもの有る？用意しておくよ。」「うさぎの耳買ったからつけてあげる」とLINEをもらっていました。

新木本副会長がつけてくれたうさぎの耳です↓↓↓



私も平田の坂までは頑張って走らなきゃ、社労士会の幟のところまでは頑張って戻ってこなければと、これがとても励みにもなりありがたかったです。

休日の日にも関わらず、多数の会員の皆様に応援していただき、無事にゴールすることができました。

本当にありがとうございました。

これが最後の10キロ私の背中を押してくれました。

沿道の方々から、「うさぎ～、頑張れ～!!」「うさぎ跳ねろ～!」と多くの声援をいただき、ヘロヘロになりながらも沿道に笑顔で手を振り返す余裕まで出してきました。

社労士会の幟の場所からゴールまでの数キロがとてもしんどかったのですが、最後のお堀は猛ダッシュでゴールし、無事完走できました。

中国・四国地域協議会ソフトボール大会に参加して

中予支部 高橋 誠

4月15日、第9回全国社会保険労務士会連合会会長杯・中国四国地域協議会ソフトボール大会が岡山県で開催されました。

第8回大会は準優勝だったため、雪辱を果たすべく練習を重ねて参りましたが、本番当日、まさかの悪天候のためソフトバレーボールへの競技変更となりました。

このソフトボール大会が始まって以来、初めての出来事だったため、他県会を含め、参加者全員がルール等に戸惑いながらスタートした今大会でしたが、優勝を目指して試合に臨みました。

基本的なルールは25点先取（3セット目は15点）の3セットマッチで、1試合目の対戦相手は広島県会さんでした。入念な作戦会議を行いました。全く練習をしていないこともあり、作戦に実力がついていきません。上甲総監督の厳しい檄を受け、気合を入れなおすも、セットカウント0-2の大敗。トーナメント戦のためこの時点で優勝は無くなりました。

2試合目は敗者同士の対戦で山口県会さんとの試合でした。優勝が無くなった親睦試合ということもあり、1試合目とはメンバーを大幅に変更し、女性中心で挑んだ試合でしたが、その女性陣が大活躍。セットカウント2-1で見事勝利を収めました。

新型コロナウイルスの影響により4年ぶりの開催となった今大会ですが、優勝を逃し、悔しさもありましたが、久しぶりにチームで集まって試合をできたことがすごく楽しかったです。悪天候のため、どちらの競技になるか分からない中、会場の準備等をして下さった岡山県の皆様、本当にありがとうございました。そして参加して頂いた選手、応援、事務局の皆様、朝早くから夜遅くまでお疲れ様でした。来年こそは優勝しましょう。



みかけよ欄

大三島にある 大山祇(おおやまづみ)神社。

中予支部 升岡常男

全国の山の神々の総本山である大山祇神社がある大三島。かつては、神の住む島なので「御島」(みしま)と呼ばれていました。それに「お」をつけて「お御島」(おみしま)と呼ばれ、それがいつか(おおみしま)になったとか。現に神社そばの道の駅は「御島」(みしま)となっています。

さて、古事記によると、天照大神は、孫である瓊瓊杵尊(ににぎのみこと)を高天原から地上に遣わします。地上に降りた尊は、絶世の美女、木花之佐久夜毘売(このはなのさくやひめ)と出会い、一目で妃として迎えたくなり、父である大山津見(こうも書きます)に願い出ます。大いに喜んだ大山津見は、姉の磐長姫(いわながひめ)も一緒に送りだします。しかし、磐長姫をみた尊は、その容貌が醜女(しこめ)であったため、大山津見へと返してしまいます。大山津見は、「磐長姫をめとらば、永遠の命が得られたであろうに、それを断るとは子孫、末代まで寿命がある命となるであろう」といった。これにより、神の一族である天皇は人と同じく寿命があるという、古事記の中でも有名な話です。

さて、父、大山津見のもとへと帰った磐長姫ですから、大山祇神社には一緒に祀られているのであろうと思って探してみたんですが本殿の周りにはありませんでした。なんと本殿から西約1.5km離れた御申山の麓、海沿いにある阿奈波(あなは)神社に祀られていました。ここは、大山祇神社の飛び地なので同じ境内にあるといってもいいんでしょうが、訪れる人もなくひっそりとたたずんでいます。(ただ、ハリウッドスター、ヒュージャックマンも歩いた道の先にあるんですよ)木花之佐久夜毘売を祀っているのは、富士山のふもとにある浅間神社。ここは富士山を祀っているのですから、木花之佐久夜毘売は富士山なのです。そう思うと姉が何とも不憫でしょうがないですね。

しかし、古代史最高の美女の姉が醜女だったとは思えません。姉の磐長姫もきっと美人だったと思います。古代の豪族では、長女を巫女にしていました。巫女は神の声の人を知らせる役目、自分の娘が巫女であれば実に都合がよかった、神の声と称して自分の思いを伝えることができるからです。しかし、神の声を聴くのですから、神や人にも顔を見せる訳にはいきません。それで小さいころから巫女として顔に仮面をつけさせられていた、そのため顔が変形していった、中国の纏足(てんそく)やタイの首長族のように。古代やまとの大王は、一夫多妻で多くの豪族の娘を妃として迎えていました。ある豪族が、大王に姉妹を送りだしたら姉は巫女であった、豪族の神の声を聴かされると困ると思った大王が巫女の姉だけを返した、そんな逸話が下敷きにあったのではないかと思います。

境内には、樹齢2600年といわれる楠があります。乎千命(オチノミコト)御手植の楠といわれ、この乎千(オチ)は、のちの越智姓のルーツといわれています。この神木の周りを3回、息を止めて回ると願い事が叶うともいわれています。結構大きいので、私のような老人は、途中で息絶え、願いが成就するよりも成仏してしまいます。

本殿をお参りした後は、奥の院にある生樹の門(いききのもん)という巨大な楠の幹の穴をくぐります。くぐれば1年若返るといわれています。私はすでに5回以上くぐっているので、もう何年も年を取っていないかも。(一度もくぐっていない妻は、30年前から誕生日ケーキのろうそくの本数が変わっていないからくぐる必要ないかも。「もうそんな見栄や体裁を繕う歳やなかるうがあ」とは口が裂けても言えない。)そんなふしだらな考えはよくない。ここは妻に御島饅頭(みしままんじゅう)でも買って帰りましょう。



乎千の楠ノ木



正門



生樹の門



本殿

SNS広報活動について

業務監察・広報委員 猪羽 由 秀

広報活動は現在では24時間テレビのCMや社労士月間時の愛媛新聞への広告、年度更新・算定基礎届時のメディア広報等幅広く行っていますが、これからの社会を担う若者を含め更に多くの層の方に「社会保険労務士とはどのような仕事を行う士業なのか」、「愛媛県社会保険労務士会の活動を広く知ってもらいたい」という考えのもと、SNSに取り組むためには専門的に行う組織が必要ではないかという意見から、今年度より業務監察・広報委員会の中にSNS委員会を立ち上げてSNS広報をすることとなりました。

全国の各都道府県会でもこのような取り組みを開始、または多分に活用して広報活動をされており、愛媛県会も時代の流れに乗り、より良い広報活動をとる思いがあります。

委員には上川謙吾さん、酒井世津子さんとこの分野に詳しい方の参加を得て、私を含め3名でスタートしました。

令和4年8月18日に初の委員会を開催してから3回行い、全国社会保険労務士会連合会や東京都・神奈川県公式フェイスブックを参考にしながら、背景を松山城、アイコンは愛媛県社会保険労務士会の旗を用いて愛媛県会の公式フェイスブックを開設し、令和4年12月9日に初の投稿を行いました。

最初の投稿は令和4年10月30日に愛媛県下5会場で開催されました社労士制度推進月間の無料相談会の記事です。

今後は愛媛県会の取り組みを紹介していくことと、併せて社会保険労務士の仕事とはどのようなものを記事として、多くの方に社会保険労務士を知っていただく事で業界の知名度を更に上げていく一助になればと考えております。

この活動が成功するには、皆様のご協力が必要となります。是非この公式ページを開いていただきいいね👍やフォロー👤をお願いします。皆様に見ていただく事が多くの方の目に触れる1歩だと考えております。

今後はこんな活動したという紹介やご意見等がございましたら是非教えてください。

皆様のご協力のもと良いものを作っていきます。



フェイスブックで使用した無料相談会の写真です。

業務監察・広報委員およびSNS委員の皆様、
今回の立ち上げについてご尽力いただき本当にありがとうございました。

<https://www.facebook.com/ehimesharoushikai>



全国社会保険労務士会連合会からのお知らせ

全国社会保険労務士会連合会 「人を大切にする企業と社会の実現に向けて」 政策提言・宣言を公表

全国社会保険労務士連合会（以下、連合会）は、2023年3月6日、労働・社会保障制度及び人事労務の実務に携わる社労士の視点に基づく提言として、

「人を大切にする企業と社会の実現に向けて」（政策提言・宣言）を公表しました。

本提言の取りまとめにあたっては、全国の社労士から広く意見募集を行い、とりわけ柔軟な働き方の推進を中心とする働き方改革の流れを阻害している法制度や、現場で不公平・非効率な運用を生んでいる法規制など、現行法制度において改善すべきと思われる点として17項目の提言を取りまとめました。また、「働く」ことの価値観や働き方などが多様化するなか、社労士は人的資本経営の専門家であることを宣言しています。

連合会は、本提言を起点として、労働法・社会保障制度及び人事労務の専門家であり、労使双方の視点を併せ持つ社労士の知見に基づく政策提言を、今後も継続的かつ積極的に発信していきますので、皆様におかれましてはご理解賜りますとともに、引き続きご協力いただきますようお願いいたします。

公表ページ：<https://www.shakaihokenroumushi.jp/tabid/825/Default.aspx>



全体像

提言1. 育児・介護と仕事の両立支援

- 1-1. 産前産後休業期間の見直し
- 1-2. 育児休業および介護休業の取得要件にかかる労使協定適用除外の見直し
- 1-3. 育児休業期間における社会保険料免除要件の見直し
- 1-4. 介護休業期間における社会保険料免除等改正

提言2. 多様な働き方の推進

- 2-1. 兼業・副業における労働時間通算による割増賃金支払いの撤廃
- 2-2. 在宅勤務者の雇用保険適用手続きの簡素化
- 2-3. 短時間労働者への休憩時間の付与

提言3. ダイバーシティの推進

- 3-1. 65歳前後の退職で受けられる失業等給付の支給日数の格差是正
- 3-2. 高齢者にかかる無期転換ルールの一斉適用除外
- 3-3. 100人以下企業における障害者雇用調整金の拡充

提言4. 年次有給休暇の取得促進

- 4-1. 時間単位年休の時季指定日数からの控除対象への見直し
- 4-2. 年次有給休暇取得日における賃金計算時に採用する賃金の統一化
- 4-3. 紹介予定派遣から直接雇用へ移行時の年次有給休暇の取扱いの見直し

提言5. 労働者の健康確保

- 5-1. ストレスチェック実施の人数要件の撤廃
- 5-2. 小規模事業所への健康管理支援体制の見直し
- 5-3. 産業医の紹介支援体制の構築

提言6. 公正なセーフティネットの整備

- 6-1. 年金の毎月支払い

<宣言> 人的資本経営の実効性確保に向けて

理事会だより**【理事会】**

※令和5年1月23日(月)県会事務局会議室において、第267回理事会を開催した。

議 題

- 1 周年事業について
- 2 各委員会・支部報告
- 3 その他

※令和5年3月23日(木)県会事務局会議室において、第268回理事会を開催した。

議 題

- 1 令和5年度事業計画案及び予算案について
- 2 自主研修会助成金支出要件のうち、開催回数の特例承認について
- 3 各委員会・支部報告
- 4 その他

委員会だより**【総務委員会】**

※令和5年1月19日(木)県会事務局会議室において、開催した。

- 1 前回議事録の確認
- 2 令和5年1月号会報の校正
- 3 令和5年4月号会報の準備
- 4 各種規程について
- 5 その他 県会HPの活用について

【事業委員会】

※令和5年2月27日(月)県会事務局会議室において、開催した。

- 1 無料相談会の報告等
- 2 令和5年度予算案について
- 3 その他

【研修委員会】

※令和5年2月2日(木)第2回必須研修会を開催した。

場 所 ホテルマイステイズ松山

内 容

パネルディスカッション
『メンタルヘルス疾患社員の対応について』

※令和5年3月13日(月)新規入会者及び開業準備研修会を開催した。

場 所 ホテルマイステイズ松山

内 容

- 1 総論 社会保険労務士の使命、能力、倫理について
- 2 社会保険労務士会の組織編制及びSR事務組合、政治連盟について
- 3 社会保険労務士制度の目的と沿革
- 4 社労士の主な業務
- 5 隣接士業との関係
- 6 社会保険労務士の倫理
- 7 連合会の仕組み
- 8 適切な顧客対応の仕方
- 9 電子申請を利用した業務
- 10 事務所開設と運営について まとめ
- 11 質疑応答

支部だより**【東予支部】**

※令和5年2月20日(月)東予支部役員会を開催した。

場 所 西条図書館

内 容

- 1 支部総会について
- 2 令和5年度事業計画について
- 3 令和5年度予算案について
- 4 その他

※令和5年2月28日(火)東予支部会を開催した。

場 所 西条市地域創生センター

内 容

- 1 県会次期理事候補者、会計監事候補者推薦について

2 その他

【中予支部】

※令和5年1月20日(金)中予支部役員会を開催した。

場 所 県会事務局会議室

内 容

- 1 役員改選に伴う立候補者の募集について
- 2 次期理事の推薦について
- 3 令和4年度中予支部会及び3回目の支部研修会について
- 4 委員会報告
- 5 その他

※令和5年2月7日(火)中予支部役員会を開催した。

場 所 県会事務局会議室

内 容

- 1 理事立候補者についての協議
- 2 その他

※令和5年2月22日(水)中予支部会を開催した。

場 所 東京第一ホテル松山

内 容

- 1 新入会員紹介
- 2 令和4年度事業報告、令和5年度事業計画及び予算案について
- 3 理事候補者、監事候補者の推薦について

※令和5年3月20日(月)中予支部研修会を開催した。

場 所 ホテルマイステイズ松山

内 容

- 1 社労士が「ビジネスと人権」に取り組むべき理由～選ばれる日本であり続けるために～
- 2 令和5年1月からの各種申請様式の変更について
- 3 各種助成金の変更内容等について、人材開発支援助成金について
- 4 労働基準行政に係る法改正等について～自動車運転手の改善基準告示の改正、月60時間を超える時間外労働の割増率引き上げ、賃金債権の消滅時効3年、宿日直許可について～
- 5 労働基準行政と社会保険労務士

【南予支部】

※令和5年1月25日(水)南予支部役員会を開催した。

場 所 岡本社労士事務所

内 容

- 1 県理事会報告について
- 2 厚生事業について
- 3 南予支部総会について
- 4 その他

※令和5年3月3日(金)南予支部会を開催した。

場 所 八幡浜センチュリーホテルイトー

内 容

- 1 令和4年度南予支部（南予社労士会）事業報告並びに決算について
- 2 令和5年度南予支部（南予社労士会）事業計画（案）
- 3 愛媛県社会保険労務士会次期理事・監事候補者の推薦について
- 4 「人材開発支援助成金、雇用調整助成金、育児休業給付金等について」

※令和5年3月7日(火)南予支部役員会を開催した。

場 所 岡本社労士事務所

内 容

- 1 令和4年度社労士会南予支部、南予社労士会決算について
- 2 社会保険関係研修会（算定基礎届説明会）について
- 3 臨時労働保険指導員（労働保険年度更新）の選任について
- 4 その他

中国・四国地域協議会の動き

※令和5年3月17日(金)・18日(土)

中国・四国地域協議会社会保険労務士研修会
(岡山県開催)

法務大臣認証 第85号／厚生労働大臣指定 第31号

社労士会労働紛争解決センター愛媛



社労士会労働紛争解決センター愛媛（以下「センター」といいます。）は、個々の労働者と事業主の間に発生した労働紛争について「あっせん」という手続きにより、簡易、迅速、低廉な解決の援助を行います。

○ 取り扱う紛争の範囲

センターが取り扱う紛争は、次のいずれにも該当するものです。

- ①当事者の一方の住所または所在地が愛媛県内にあること。
- ②労働関係についての、個々の労働者と事業主との間の紛争であること。
(いじめ、いやがらせ、解雇、賃金引き下げ、退職金その他労働関係をめぐる紛争)
*労働組合と事業主との間の紛争、金銭貸借に関するトラブル等は対象となりません。

○ あっせん手続き

- ①あっせん手続きは、労働問題に精通したあっせん委員（特定社会保険労務士）が当事者の間に立って進行します。
(事案によっては担当弁護士があっせん委員として出席します。)
- ②センターでのあっせん手続きは非公開が原則で、当事者のプライバシーは厳密に守られます。
- ③2025年3月末日まで、申立費用は無料となっています。

○ あっせん申立の方法

当センター事務局の窓口へ申し出てください。申立書の書き方も含め、この制度について詳しく説明します。
なお、労働者だけでなく、事業主からのあっせん申立も受け付けておりますので、ご相談ください。

連絡先

〒790-0813 愛媛県松山市萱町四丁目6番地3号
TEL: 089-907-4864 / FAX: 089-923-1133

会費納入のお願い

会費の一括納入を選択されている会員は、納入期限が4月30日となっております。

(会則第10章第60条)

下記の口座まで、お振込みをお願いいたします。

《愛媛県社会保険労務士会》

伊予銀行 松山駅前支店 普通預金 1941628

社会保険労務士倫理綱領

社会保険労務士は、品位を保持し、常に人格の陶冶にはげみ、旺盛なる責任感をもって誠実に職務を行い、もって名誉と信用の高揚につとめなければならない。

社会保険労務士の義務と責任

1. 品位の保持

社会保険労務士は、品位を保持し、信用を重んじ、中立公正を旨とし、良心と強い責任感のもとに誠実に職務を遂行しなければならない。

2. 知識の涵養

社会保険労務士は、公共的使命と職責の重要性を自覚し、常に専門知識を涵養し理論と実務に精通しなければならない。

3. 信頼の高揚

社会保険労務士は、義務と責任を明確にして契約を誠実に履行し、依頼者の信頼に応えなければならない。

4. 相互の信義

社会保険労務士は、相互にその立場を尊重し、積極的に知識、技能、情報の交流を図り、いやくも信義にもとる行為をしてはならない。

5. 守秘の義務

社会保険労務士は、職務上知り得た秘密を他に漏らし又は盗用してはならない。業を廃した後の守秘の責任をもたなければならない。

今後の行事予定

- 5/23(火) 東予支部（今治）社会保険関係研修会
- 5/26(金) 東予支部（新居浜）社会保険関係研修会
- 5/26(金) 南予支部社会保険関係研修会（パフィオウわじま）
- 6/19(月) 県会通常総会(ANAクラウンプラザホテル松山)
- 6/23(金) SR通常総会（山の手ホテル）
- 6/30(金) 連合会通常総会（東京）

会員の動き

〈個人会員〉

令和5年3月31日現在

	東予支部	中予支部	南予支部	合計
開業	63	157	26	246
法人の社員	9	27	2	38
勤務	11	39	4	54
その他	7	23	2	32
勤務・その他合計	18	62	6	86
合計	90	246	34	370

〈法人会員数〉

区分	東予支部	中予支部	南予支部	合計
法人会員	8	17	1	26
上記の内、一人法人会員	4	6	0	10

編集後記

WBC侍ジャパンの熱戦、優勝に感動したことを思います。

選手の活躍はもちろんのこと、栗山監督の選手への気配り、ブレない采配と信念を感じすごく勉強になりました。

さて今年度は社労士法制定55周年を迎えます。

記念事業や講演などを企画していますので多くの方の参加をよろしくお願ひします。

(M)

発行所 愛媛県社会保険労務士会
〒790-0813

愛媛県松山市萱町4丁目6番地3

電話 (089) 907-4864

ファクシミリ (089) 923-1133

銀行口座 伊予銀行松山駅前支店

普通預金 1941628

URL <http://www.ehime-sr.or.jp>

E-mail ehime4@ehime-sr.or.jp

発行人 中井康策

編集人 総務委員会

印刷所 松山市空港通2丁目13番30号

不二印刷株式会社